

## 税務情報

### 国税庁 – NFTに関する税務上の取扱い（FAQ）の公表

国税庁は1月13日、NFT<sup>(\*)</sup>に関する税務上の一般的な取扱いについて質疑応答形式で取りまとめたFAQを公表しました。

(\*) NFT (Non-Fungible Token) とは、ブロックチェーン上で、デジタルデータに唯一の性質を付与して真贋性を担保する機能や、取引履歴を追跡できる機能をもつ非代替性トークンをいいます。

#### ■ [NFTに関する税務上の取扱いについて（情報）](#) (PDF 832KB)

このFAQは、以下のように区分された全15問から構成されています。

##### 【所得税・法人税関係（問1～問8）】

たとえば、「問1 NFTを組成して第三者に譲渡した場合（一次流通）」では、雑所得（又は事業所得）として所得税の課税対象となる事例が、「問4 購入したNFTを第三者に転売した場合（二次流通）」では、譲渡所得として所得税の課税対象となる事例が、課税所得の金額の計算方法を示して解説されているほか、参考として法人税の取扱いも示されています。

##### 【相続税・贈与税関係（問9）】

「問9 NFTを贈与又は相続により取得した場合」では、NFTを贈与又は相続により取得した場合における贈与税及び相続税の課税関係が解説されています。

##### 【源泉所得税関係（問10）】

「問10 NFT取引に係る源泉所得税の取扱い」では、購入したNFTに紐づくデジタルアートの使用料（著作権の使用料）に関する所得税の源泉徴収義務の有無が、事例を通じて解説されています。

##### 【消費税関係（問11～12）】

たとえば、「問11 NFT取引に係る消費税の取扱い①（デジタルアートの制作者）」では、消費税法上、電気通信利用役務の提供として消費税が課される事例が解説されています。

**【財産債務調書・国外財産調書関係（問 13～15）】**

たとえば、「問 13 財産債務調書への記載の要否」では、保有している NFT が 12 月 31 日において暗号資産などの財産的価値を有する資産と交換できるものである場合には、財産債務調書への記載が必要になる旨が解説されています。また、「問 15 国外財産調書への記載の要否」では、国外のマーケットプレースで購入した NFT は国外財産調書への記載の対象とならない旨が解説されています。

## KPMG 税理士法人

〒106-6012

東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー

TEL: 03-6229-8000

FAX: 03-5575-0766

〒530-0005

大阪府大阪市北区中之島2-2-2 大阪中之島ビル15F

TEL: 06-4708-5150

FAX: 06-4706-3881

〒450-6426

愛知県名古屋市中村区名駅3-28-12

名古屋ビルヂング26F

TEL: 052-569-5420

FAX: 052-551-0580

〒600-8216

京都市下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町843-2

日本生命京都ヤサカビル7F

TEL : 075-353-1270

FAX : 075-353-1271

〒730-0031

広島県広島市中区紙屋町2-1-22

広島興銀ビル7F

TEL: 082-241-2810

FAX: 082-241-2811

〒810-0001

福岡県福岡市中央区天神1-12-14

紙与渡辺ビル4F

TEL: 092-712-6300

FAX: 092-712-6301

[info-tax@jp.kpmg.com](mailto:info-tax@jp.kpmg.com)  
[home.kpmg/jp/tax](http://home.kpmg/jp/tax)

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2023 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.